

第45号議案関係資料

広聴広報事業の取扱いについて

平成15年8月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(35) 広聴広報関係事業

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
1	相談事業													B	
2	市長への手紙		x	x	x									B	
3	市政出前トーク		x	x	x	x	x							B	
4	町政説明会	x												C	
5	消費生活に関する相談													B	
6	広報紙「市民のひろば」の発行													B	
7	点字広報紙及び声の広報の発行		x	x										B	
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

市民専門部会(番号1~5)・総務専門部会(6~7)

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 相談事業				
市政相談	市政相談を実施。 (本庁・各支所に広聴主管課を設置) ・市政に関する案内 ・陳情・要望等(文書・来所・電話)の処理	町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)	町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)	町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)
一般相談(民事等)	一般相談(民事等)を実施。 ・職員、市民相談員3人で対応。 ・H14実績 7,279件	一般相談：該当なし。	一般相談：該当なし。	一般相談：該当なし。
法律相談	法律相談を実施。 ・県弁護士会へ委託。 ・H14実績 1,276件	法律相談：該当なし。	法律相談：該当なし。	法律相談：該当なし。
2 市長への手紙	市政に関する建設的な意見、提言を市民に求め、市政に反映させる。 ・設置箇所 105箇所 ・H14実績 530通 728件	該当なし。	該当なし。	該当なし。
3 市政出前トーク	市民の要請により、職員が市政について説明するとともに、市政に対する意見・提言等を聴取する。H14.5から開始。 ・テーマ数 101テーマ ・H14実績 申込342件 開催301件	該当なし。	該当なし。	該当なし。
4 町政説明会	該当なし。	年度始め、公民館長の委嘱式において、町政に関する資料を事前に提供し、町長による町政説明の後に質問等を受けている。 総務課対応。	各地域、各団体役員に当年度の町政全般について事務事業の説明会を実施、町政への意見を聴く。 【H13参加者】計34人 公民館長、行政連絡員、婦人会長、老人クラブ、JA桜島支店、西桜島漁協、商工会、社協、文化協会	前之浜地区住民の要請により毎年12月に、関係課長が出向き、懇話会を開催。

(様式2) その2

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)	町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)	市政相談：広聴体制を整えているのは鹿児島市のみ。 (5町は各担当課対応)	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一般相談：該当なし。	一般相談：該当なし。	一般相談：鹿児島市のみ。	
法律相談：該当なし。	法律相談：該当なし。	法律相談：鹿児島市のみ。	
「町政への提言箱」 町政に関する建設的な意見、提言を町民に求め、町政に反映させる。 ・設置箇所 2箇所 ・H12.11～H14.11実績 26件	「町長への手紙」 町政に関する建設的な意見、提言を町民に求め、町政に反映させる。 ・設置箇所 25箇所 ・H14実績 11件	鹿児島市、松元町、郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	事業化は、鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
年度始め、公民館長研修会において、資料により説明。 総務課対応。	各公民館長を対象に、定期的に公民館長研修会を開催し、町政についての説明を行い、質問等を受けている。 社会教育課対応。	吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町のみ。	合併時に廃止する。 (市政出前トーク事業で対応)

行政制度等の調整方針(案)

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 消費生活に関する相談	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談 消費生活相談員5人で対応している。 H 1 4 実績 5,564件・消費生活法律相談 県弁護士会へ委託 H 1 4 実績 131件	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談 くらしの相談員(2人)及び県消費生活センターと連携をとり、対応している。・消費生活法律相談 該当なし。	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談 経済課が窓口となり、県消費生活センターの指導のもと対応している。・消費生活法律相談 該当なし。	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談 相談員は設置していない。 くらしの相談員及び県消費生活センターと連絡をとり、処理している。・消費生活法律相談 該当なし。

(様式2) その2

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>・消費生活相談 企画振興課が窓口となり、県消費生活センターの指導のもと対応している。</p> <p>・消費生活法律相談 該当なし。</p>	<p>・消費生活相談 企画振興課が窓口となり、県消費生活センターの指導のもと対応している。 (軽微なもののみ町で対応)</p> <p>・消費生活法律相談 該当なし。</p>	<p>・消費生活相談 従来、各町の相談はほとんど県で受付けているが、今後は主に鹿児島市で処理することになるため、相談件数が増加見込み。 相談件数、出張講座の推移をみて相談員数を検討。</p> <p>・消費生活法律相談 : 鹿児島市のみ</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 広報紙「市民のひろば」の発行	<p>広報紙名：かごしま市民のひろば 内容：市の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月1日 規格等：タブロイド判、12P 各世帯への配布方法：業者に委託</p>	<p>広報紙名：広報よしだ 内容：町の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月第1金曜日 規格等：A4判、記事量により14～22P 各世帯への配布方法：役場から集落囃託員に使送便で届け、集落囃託員が行う。</p>	<p>広報紙名：広報さくらじま 内容：町の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月第2金曜日 規格等：A4判、20P 各世帯への配布方法：役場から行政連絡員に使送便で届け、行政連絡員が行う。</p>	<p>広報紙名：きいれ 内容：町の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月1日 規格等：A4判、16P 各世帯への配布方法：役場から集落長に使送便で届け、集落長が行う。</p>
7 点字広報紙及び声の広報の発行	鹿児島市視覚障害者協会に委託している。	該当なし。	該当なし。	各町で負担金を支出している揖宿地区社会参加促進事業により、発行している。

(様式2) その2

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>広報紙名：広報まつもと 内容：町の施策や行事、お知らせなど 発行日：1日または15日（年9回発行） 規格等：A4判、記事量により14～20P 各世帯への配布方法：役場から自治公民館長に使送便で届け、自治公民館長が行う。</p>	<p>広報紙名：広報こおりやま 内容：町の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月25日 規格等：A4判、記事量により16～20P 各世帯への配布方法：役場から公民館長に使送便で届け、公民館長が行う。</p>	<p>各市町、それぞれの編集方針に基づき行政情報や地域情報を発信しており、レイアウトやスタイル等が異なる。 鹿児島市と5町とは配布方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。 なお、編集にあたっては、地域性に配慮するものとする。</p>
<p>各町で負担金を支出している日置地区障害者社会参加促進事業により、発行している。</p>	<p>各町で負担金を支出している日置地区障害者社会参加促進事業により、発行している。</p>	<p>鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市と喜入町、松元町及び郡山町とは、発行元が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>